

## 行政情報非公開決定通知書

2023 文教教学第 1016 号

令和 5 年 10 月 30 日

酒井 美津子 様

(実施機関名) 文京区教育委員会

令和5年10月30日付けの行政情報の公開請求に対して、文京区情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第2項の規定により、行政情報を非公開とすることに決定したので通知します。

1 行政情報の件名	<p>小日向台町小学校等改築検討委員会第1回 (R3. 11月) にマヌ設計事務所から口頭説明があった第1回委員会資料P. 15の「高さ22mまでの特例」は、誰が調べ、何に基づいた情報であったかがわかる記録</p> <p>主管課：学務課 電話番号：03-5803-1297 (受付番号05-364)</p>
2 非公開とする理由及び根拠	<p>(理由) 請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため、存在しない。</p> <p>文京区α絶対高さ制限の特例から 10m→22m 高さからしてという口頭説明あり 2023.10</p> <p>(根拠) 条例第12条第2項に該当するため</p>
3 期間の経過により非公開とする情報の公開が可能となる時期	

- (注) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 行政情報公開請求書

R5 年 11 月 2 日


(実施機関名)

教育委員会 殿

請求者 氏 名 酒井美津子  
 郵便番号 112-0006  
 住 所 文京区小日向3-15-8  
 電話番号 090 (3215) 4770

( 法人その他の団体にあつては、その団体の名称、  
 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を  
 記入してください。 )

文京区情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報を請求します。

1 公開請求に係る行政情報の件名又は内容	小日向3丁目小規模地域政策にかかる 概取図面(ゾーン2)図、工程表等)		
2 公開の区分 (希望する公開方法を選んでください。)	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視 聴		
受付年月日	(收受印) 	受 付 号 番	05-378

処理欄	情報公開 コーナー担当者	氏名 田中芳夫 内線 2150	主管課 担当者	課 係 氏名 古田 内線 3536
-----	-----------------	--------------------	------------	-------------------------

# 領収書

文京区 登録番号:T6000020131059

令和 5.11. - 2

酒井 美津子 御中・様

¥ 170.-

ただし、コピー代金・行政情報の写し作成費用として領収しました。

日付	内訳	税率	数量	単価	金額(税込)
5.11.-2	A3以内(単色)	10%	17	10円	170 円
	A3超(単色)	10%		50円	円
	A3以内(カラー)	10%		50円	円
	A3超(カラー) (A )	10%		円	円
	CD-R	10%		100円	円
	DVD-R	10%		100円	円
10%対象税込計(内消費税)					170 円 15 円

文京区総務課金銭出納員

主事 亀井 大



(行政情報センター)